

子どもが通販サイトを利用する前に

Q



高校生の息子が、スマートフォンで動画投稿サイトを見ていて、「お試し 980 円」という男性用化粧水の広告が出てきたので注文しました。商品が届き、コンビニで支払いを済ませた後、次回お届けのお知らせメールが届いたので、心配になって業者に問い合わせると、6回の継続購入をしなければならないうえに、2回目以降は金額も数千円と高くなることが分かりました。6個もいらなし、お小遣いでは支払えないと困っています。

「お試し」「モニター募集」「無料」「初回数百円」など、子どもでも購入可能な金額が提示された健康食品、化粧品などの広告を見て、親や家族に無断で契約をしてトラブルになっているという相談が多く寄せられています。

子どもでも購入できそうな金額を提示している商品は、定期購入契約となっていることが多く、しかも1回目は無料や格安ですが、2回目以降は高額となっていることも多いようです。業者によっては、「2回目以降をキャンセルするなら、1回目の商品を定価で購入するように」といって高額請求されるケースもあるようです。

そこで、トラブルを回避するために、まずは「インターネットで欲しい商品を見つけたときにどうするか」を家族で話し合っておきましょう。子どもにトラブル事例を伝えておくことも必要でしょう。注文する際には、通販サイトで大人と一緒にチェックし、注文を確定する前の確認画面を保存しておくことをおすすめします。

A



7月の消費生活相談(専門相談員による面談)

西濃6町のどこでも相談ができます(予約優先)。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	7/ 7(火)、21(火)	22-1152
関ヶ原町	7/14(火)、28(火)	43-0070
養老町	7/ 6(月)、20(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	7/13(月)、27(月)	27-3111
輪之内町	7/ 2(木)、16(木)	68-0185
安八町	7/ 9(木)、30(木)	64-3111